

介護技能実習生関連

- ①外部監査役の役割と機能
- ②3年の期間満了後どうするか

2021年2月

有限会社K-Frontiers 大木 潔

株式会社ハピネライフー光 顧問（元社長）※大手有料老人ホーム経営
湘南社会福祉事業協同組合 外部監査役（令和1月～現在）
財団法人国際調和クラブ愛知支所（関東地区担当）H18年～26年）※監理団体

外部監査（①監理団体監査 ②同行監査）の確認点

監理団体監査	同行監査
<p>①監理費 徴収した監理費が、定められた監理団体の活動に使われているか 【職業紹介費】 募集・送り出し機関との調整・面接等に係る人件費・諸経費 【講習費】 入国後講習等 【監査指導費】 監査に関する人件費・諸経費</p> <p>②業務監査 実習実施者が技能実習計画に従った実習を行っているかを、月1回以上監理団体が実地確認を行っているか（業務内容・労基法に基づきシフト表・勤務表・給与明細確認）</p> <p>③書類整備 実習生管理簿・監査報告書・管理費帳簿等確認 ※3ヶ月に1度、監査を実施・結果報告書を提出</p>	<p>①技能実習責任者・技能実習指導員との面談 現場・日報・シフト表・勤務表（勤怠）・給与明細を確認、問題がないか確認・問題があれば指導</p> <p>②実習生との面談（通常通訳同行必要） 実習・生活状況確認 日本語学習状況確認・指導</p> <p>③寮訪問 寮の状況・生活環境・地域との交流状況確認・指導</p> <p>※年に1回監査に同行・結果報告書を提出</p>

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るため、技能実習に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、技能実習計画の認定及び監理団体の許可の制度を設け、これらに関する事務を行う外国人技能実習機構を設ける等の所要の措置を講ずる。

法律の概要

※ 法務省及び厚生労働省で共管

1. 技能実習制度の適正化

- (1) 技能実習の基本理念及び関係者の責務規定を定めるとともに、技能実習に関し基本方針を策定する。【第3条から第7条まで関係】
- (2) 技能実習生ごとに作成する技能実習計画について認定制とし、技能実習生の技能等の修得に係る評価を行うことなどの認定の基準や認定の欠格事由のほか、報告徴収、改善命令、認定の取消し等を規定する。【第8条から第16条まで関係】
- (3) 実習実施者について、届出制とする。【第17条及び第18条関係】
- (4) 監理団体について、許可制とし、許可の基準や許可の欠格事由のほか、遵守事項、報告徴収、改善命令、許可の取消し等を規定する。【第23条から第45条まで関係】
- (5) 技能実習生に対する人権侵害行為等について、禁止規定を設け違反に対する所要の罰則を規定するとともに、技能実習生に対する相談や情報提供、技能実習生の転籍の連絡調整等を行うことにより、技能実習生の保護等に関する措置を講ずる。【第46条から第51条まで関係】

- (6) 事業所管大臣等に対する協力要請等を規定するとともに、地域ごとに関係行政機関等による地域協議会を設置する。【第53条から第56条まで関係】
- (7) 外国人技能実習機構を認可法人として新設し、【第3章関係】
 - ・(2)の技能実習計画の認定【第12条関係】
 - ・(2)の実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査【第14条関係】
 - ・(3)の実習実施者の届出の受理【第18条関係】
 - ・(4)の監理団体の許可に関する調査【第24条関係】等を行わせるほか、技能実習生に対する相談・援助等を行う。【第87条関係】

2. 技能実習制度の拡充

優良な実習実施者・監理団体に限定して、第3号技能実習生の受入れ(4～5年目の技能実習の実施)を可能とする。【第2条、第9条、第23条及び第25条関係】

3. その他

技能実習の在留資格を規定する出入国管理及び難民認定法の改正を行うほか、所要の改正を行う。

施行日

平成29年11月1日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
ただし、外国人技能実習機構の設立規定については、公布の日(平成28年11月28日)

平成28年11月18日成立

同年11月28日公布

技能実習制度の見直しの内容について

開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力するという制度趣旨を徹底するため、
管理監督体制を強化するとともに、技能実習生の保護等を図る。

旧制度

- ① 監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確であり、実習体制が不十分
- ② 民間機関である（公財）国際研修協力機構が法的権限がないまま巡回指導
- ③ 技能実習生の保護体制が不十分
- ④ 業所管省庁等の指導監督や連携体制が不十分
- ⑤ 政府（当局）間の取決めがない保証金を徴収している等の不適正な送出機関の存在

見直し後（法務省・厚生労働省 共管）

- ① 監理団体については許可制、実習実施者については届出制とし、技能実習計画は個々に認定制とする。
- ② 新たに外国人技能実習機構（認可法人）を設立し、監理団体等に報告を求め、実地に検査する等の業務を実施。
- ③ 通報・申告窓口を整備。人権侵害行為等に対する罰則等を整備。実習先変更支援を充実。
- ④ 業所管省庁、都道府県等に対し、各種業法等に基づく協力要請等を実施。これらの関係行政機関から成る「地域協議会」を設置し、指導監督・連携体制を構築。
- ⑤ 技能実習生の送出しを希望する国との間で政府（当局）間取決めを順次作成することを通じ、相手国政府（当局）と協力して不適正な送出機関の排除を目指す。

優良な監理団体等に対する拡充策のポイント

- ① 優良な監理団体等への実習期間の延長
3年間 ⇒ 5年間（一旦帰国後、最大2年間の実習）
- ② 優良な監理団体等における受入れ人数枠の拡大
常勤従業員数に応じた人数枠を倍増（最大5%まで ⇒ 最大10%まで等）
- ③ 対象職種 of 拡大
地域限定の職種・企業独自の職種（社内検定の活用）・複数職種の実習の措置
職種の随時追加

※優良な監理団体等とは、法令違反がないことはもとより、技能検定等の合格率、指導・相談体制等について、一定の要件を満たした監理団体及び実習実施者をいう。

（注）枠内下線部分は法律で規定

- 監理事業を行おうとする者は、主務大臣の許可を受けなければならないこととされており、当該許可に当たっては、許可基準が設けられ、当該許可基準に適合しなければ許可を受けることはできない。（法第23条及び第25条）

監理団体の主な許可基準

- ① **営利を目的としない法人であること（※）**
商工会議所・商工会、中小企業団体、職業訓練法人、農業協同組合、漁業協同組合、公益社団法人、公益財団法人等
- ② **監理団体の業務の実施の基準（下記Ⅰ～Ⅳが代表例）に従って事業を適正に行うに足りる能力を有すること（※）**
 - Ⅰ 実習実施者に対する定期監査（頻度は旧制度と同じ3か月に1回以上、監査は以下の方法による必要がある）
 - ア 技能実習の実施状況の現地確認
 - イ 技能実習責任者及び技能実習指導員から報告を受けること
 - ウ 在籍技能実習生の4分の1以上との面談
 - エ 実習実施者の事業所における設備の確認及び帳簿書類等の閲覧
 - オ 技能実習生の宿泊施設等の生活環境の確認
 - Ⅱ 第1号の技能実習生に対する入国後講習の実施（適切な者に対しては委託可能であることを明確化）
 - Ⅲ 技能実習計画の作成指導
 - ・ 指導に当たり、技能実習を実施する事業所及び技能実習生の宿泊施設を確認
 - ・ 適切かつ効果的に技能実習生に技能等を修得させる観点からの指導は、技能等に一定の経験等を有する者が担当。
 - Ⅳ 技能実習生からの相談対応（技能実習生からの相談に適切に応じ、助言・指導その他の必要な措置を実施）
- ③ **監理事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること**
- ④ **個人情報 の適正な管理のため必要な措置を講じていること**
- ⑤ **外部役員又は外部監査の措置を実施していること（別紙3参照）**
- ⑥ **基準を満たす外国の送出国機関（別紙4参照）と、技能実習生の取次ぎに係る契約を締結していること**
- ⑦ **優良要件への適合＜第3号技能実習の実習監理を行う場合＞（別紙1参照）**
- ⑧ **①～⑦のほか、監理事業を適正に遂行する能力を保持していること**

下記を満たさない場合は、監理事業を適正に遂行する能力があるとは判断されない。

 - ・ 監理費は、適正な種類及び額の監理費をあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収（法第28条）
 - ・ 自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせてはならないこと（法第38条）
 - ・ 適切な監理責任者が事業所ごとに選任されていること（法第40条）

※ 監理責任者は事業所に所属し、監理責任者の業務を適正に遂行する能力を有する常勤の者でなければならない。
また、過去3年以内に監理責任者に対する講習を修了した者でなければならない（講習については、経過措置として、令和2年3月31日まで適用なし）。

（※）①②に関しては、事業所管大臣が告示で要件を定めた場合には、その事業に該当する職種の監理団体は、当該要件を満たすことが必要となる。

- 監理事業を行おうとする者は、外部役員を置いていること又は外部監査の措置を講じていること(法第25条第1項第5号)

外部役員を置く方法

- 外部役員は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの確認を、法人内部において担当
 - (1) 外部役員は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置として、令和2年3月31日まで適用なし)
 - (2) 外部役員は、下記に該当する者であってはならない。
 - ① 実習監理を行う対象の実習実施者又はその現役若しくは過去5年以内の役職員
 - ② 過去5年以内に実習監理を行った実習実施者の現役又は過去5年以内の役職員
 - ③ ①②の者の配偶者又は二親等以内の親族
 - ④ 申請者(監理団体)の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑤ 申請者(監理団体)の構成員(申請者が実習監理する団体監理型技能実習の職種に係る事業を営む構成員に限る。)又はその現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑥ 傘下以外の実習実施者又はその役職員
 - ⑦ 他の監理団体の役職員
 - ⑧ 申請者(監理団体)に取次ぎを行う外国の送出機関の現役又は過去5年以内の役職員
 - ⑨ 過去に技能実習に関して不正等を行った者など、外部役員による確認の公正が害されるおそれがあると認められる者

※ ④⑦について、監理事業に係る業務の適正な執行の指導監督に関する専門的な知識と経験を有する役員(専門的な知識の経験に基づき現に監理事業に従事している員外役員)及び指定外部役員に指定されている役員は外部役員として認められる。

- (3) 外部役員は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。

外部監査人を置く方法(外部監査の措置)

- 外部監査人(法人も可)は、実習実施者に対する監査等の業務が適正に実施されているかの監査を、法人外部から実施
 - (1) 外部監査人は、過去3年以内に指定された講習を受講した者でなければならない。(講習については、経過措置として、令和2年3月31日まで適用なし)
 - (2) 外部監査人は、上記(2)の①から⑨までに相当する者及び法人であって監理団体の許可の欠格事由に該当する者、個人であって監理団体の許可に係る役員関係の欠格事由に該当する者であってはならない。
 - (3) 外部監査人は、監理団体の各事業所について監査等の業務の遂行状況を3か月に1回以上確認。その結果を記載した書類を作成。
 - (4) 外部監査人は、監理団体が行う実習実施者への監査に、監理団体の各事業所につき1年に1回以上同行して確認。その結果を記載した書類を作成。

3年間の実習生の期間満了後どうするか

- ①帰国 ②3号実習生として更に2年間実習生を継続 ③特定技能のビザに移行

	<u>3号実習生</u> ※2017年11月～介護実習生の制度スタート、3号実習生の実績なし（3年経過した実習生なし）。尚、2020年10月迄の介護実習生（1・2号）の認定数は18,034件	<u>特定技能</u> ※2019年4月～制度スタート 6万人（5年間）受入目標に対し、2020年9月迄の実績は343人に留まる
移行要件	実習実施先は「優良実施団体」の技能実習機構の認定必要、また監理団体(組合)も「優良監理団体」（一般管理団体）の認定必要 ※認定には、2号終了時の技能検定試験の合格実績が重要かつ不可欠。認定を受けると受入人数枠が拡大するメリットがある	2号技能実習生修了者は、試験免除で資格取得可能
特色	① 一旦帰国し、その後2年間実習生として滞在可能 ② 基本的な仕組みは1号・2号実習生と同じ、監理団体経由技能実習計画の認定を受け、技能実習機構の管理下、監理団体の監査・技能検定試験の受験義務がある。 ③ 原則2年間実習実施先は変更できない(転職不可が原則)	① 1年更新の在留資格（最長5年まで） ② 本人との直接雇用契約（転職自由） ③ 実習生のような煩雑な実習計画の申請等は不要 ④ 入管への報告等の管理義務はあり、登録支援機関に依頼する場合が多い ⑤ 受け入れ企業は、介護の業界団体（特定技能協議会）への加入が必要
給与水準	3年間の実習生としての実績を評価し、本人との相談で決定	同左
監理団体・登録支援機関への報酬	1号・2号の時と同等、やや高額（監理団体により徴収方法も額もいろいろ）	現状月2～3万円/人が相場 ※登録支援機関は、監理団体がその資格を持つ場合が多い